

電力供給契約書(案)

- 1 件 名 沖縄県立宜野座高等学校校舎 電力供給契約(単価契約)
- 2 納入場所 別紙仕様書のとおり
- 3 契約期間 令和8年3月1日から令和9年2月28日まで

上記について、沖縄県立宜野座高等学校 校長 山田 義二(以下「甲」という。)と、
(以下「乙」という。)とは、次の条項によって電力供給契約を締結し、信義に従い誠実に
これを履行するものとする。

(契約の目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、納入場所で使用する電力を需要に応じて供給し、甲
は乙にその対価を支払うものとする。

(契約単価)

第2条 契約単価は次のとおりとする。

契約単価(税込)

常時電力基本料金単価	〇〇〇〇円/kW月
電力量料金単価(4月～6月、10～3月)	〇〇〇〇円/kWh
電力量料金単価(7月～9月)	〇〇〇〇円/kWh

- 2 この消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税
法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額である。

(契約保証金)

第3条 契約金額(契約単価に甲が示した契約電力及び予定使用電力量を乗じた額とし、
供給期間に係る総額とする。以下同じ。)の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財
務規則第101条第2項の規定に該当する場合は免除とする。

(権利・義務の譲渡)

第4条 乙は、本契約により生ずる権利・義務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに第三者
に譲渡し、又は承継させてはならない。

(使用電力量の増減)

第5条 甲の使用電力量は、仕様書別紙1-1「沖縄県立宜野座高等学校月別予定使用電
力量」に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力の変更)

第6条 契約電力が500kW以上の場合、契約電力を変更する必要があるときは、甲乙

協議の上変更するものとする。

- 2 甲が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて甲乙協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を契約超過金として乙に支払うものとする。
- 3 契約電力が500kW未満の場合、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。但し、本契約期間中に最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を前項によってすみやかに定めるものとする。

(検針及び検査)

第7条 検針日は原則として毎月1日とし、乙は検針日に計量器によって記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、すみやかに甲に検針結果を通知するとともに甲の指定する職員の検査を受けるものとする。

- 2 第1項の通知の方法は、甲乙協議して定めるものとする。

(料金の算定方法及び期間)

第8条 料金は、契約電力及び使用電力量等により各月毎に算定するものとし、次の各号に掲げる料金を合算した額とする。

(1) 基本料金

契約電力、第2条に定める基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

(2) 電力量料金

使用電力量及び第2条に定める電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

(3) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、当該地域を所轄する旧一般電気事業者の自由化部門が定める算定方法による割増額を上回らない、又は減額幅を下回らない調整単価を用いて算定する。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄する旧一般電気事業者が定める電気供給条件による。

- 2 料金の算定期間は、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間とする。

(料金の支払い)

第9条 乙は第7条に定めた検査終了後、第8条に定める金額を1月毎に甲に請求するものとし、甲は乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(機密の保持)

第10条 甲及び乙は、この契約の履行に際して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、

又は他の目的に使用してはならない。これは、本契約終了後も継続することとする。

(解約事項)

第 11 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、書面により通告し本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、その責めに帰すべき事由により、この契約に違反したとき。
- (2) 甲が、天災その他不可抗力の理由によらずに電力の供給を乙が行う見込みがないと認めたとき。
- (3) 本契約に履行に関し、乙又はその使用人等に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

(暴力団排除に関する契約解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第 13 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条の各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 14 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(違約金)

第 15 条 乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、甲は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を乙に請求することができる。

2 前項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

3 甲が本契約期間満了前に乙の責めに帰すべき事由以外に、本契約を解約するときは、乙は以下により算定した金額を解約違約金として申し受ける。なお、解約するときとは、他の小売電気事業者への切り替えも含む。ただし、乙が認めた場合はその限りではない。

$$\begin{array}{l} \text{解約日の前日の契約電力にも} \\ \text{とづき第 2 条(1)により算定} \\ \text{された基本料金} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約期間} \\ \text{の月数} \end{array} \times \frac{\text{解約日以降の契約期間の残余日数}}{\text{契約期間の日数}}$$

(個人情報の取扱い)

第 16 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(予算の減額等による契約変更等)

第 17 条 本契約を締結する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、甲は本契約を変更または削除することができる。

2 前項の定めにより本契約の変更または解除しようとする場合における必要な事項については、甲乙協議の上決定する。

(協議)

第 18 条 乙はこの契約条項及び別紙仕様書のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則 12 号）を守るものとし、甲及び乙はこの契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(想定を上回るコスト上昇について)

第 19 条 外部要因等により、本契約締結時の想定を上回るコスト上昇が生じた場合は、契約単価の変更について、甲及び乙は協議を行うものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座1番地
 沖縄県立宜野座高等学校
 校長 山田 義二 ⑨

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

- 第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かななければならない。
- 2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。
- 3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

- 第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。
- 2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外、利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

- 第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。
- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

- 第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

- 第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

- 第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

- (注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。

暴力団排除に関する誓約書

令和 7 年 月 日

沖縄県立宜野座高等学校長 殿

(住所)

(商号)

(代表者氏名)

印

私は、沖縄県が、沖縄県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団員による不当な行為を助長することとならないように、暴力団員はもとより暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識した上で、下記事項について了解し、誓約いたします。

記

- 1 沖縄県立宜野座高等学校校舎電力供給契約書（単価契約）第 12 条（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません

暴力団排除条項 抜粋

第 12 条

- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 2 この誓約に違背した場合は、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。